

## 特別市の法制化案作成に向けた整理状況

# 法制化案作成に向けた考え方

## 基本的な方向性

- 「特別市に関する考え方（素案）改訂版」（令和7年7月）の内容をベースとして、プロジェクト等における議論を踏まえ、作成する。
- 特別市の法制化案は、「地方自治法」を改正して規定する手法を採用する。

## 主な考え方

|      | 今回の考え方                                                                                                                                                                                                   | 【参考】多様な大都市制度実現プロジェクト最終報告書（令和3年）                                |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|
| 性格   | ● 特別地方公共団体                                                                                                                                                                                               | ● 特別地方公共団体                                                     |
| 区域   | ● 都道府県の区域外とする。（一層制の自治体）                                                                                                                                                                                  | ● 都道府県の区域外とする。（一層制の自治体）                                        |
| 事務   | ● 市及び都道府県に属する事務等処理する。<br>● 一般の市町村の求めに応じ、 <u>市町村事務を補完する</u> 事務を担うものとする。<br>この場合において、特別市、都道府県及び市町村は、相互に競合しないようにしなければならない。<br>● 事務を処理するに当たっては、 <u>広域にわたる地域社会の持続的発展に資するよう</u> にする。                           | ● 市及び都道府県に属する事務等処理する。<br>● 圏域において地域の実情に応じて近隣自治体との連携の中心的な役割を担う。 |
| 区    | ● 行政区とし、法人格を有しない。<br>● <u>区長</u> については、「 <u>議会の同意を要する特別職（非公選）とする場合</u> 」と「 <u>従来と同じ取扱いとする場合</u> 」の両パターンを作成する。<br>● 区内選出の市議会議員で構成する <u>区常任委員会</u> について、「 <u>必置とする場合</u> 」と「 <u>必置としない場合</u> 」の両パターンを作成する。 | ● 行政区とし、法人格を有しない。<br>● さらなる住民自治の強化に努める。                        |
| 住民投票 | ● 住民投票の制度化には更なる議論を行う必要があることから、「 <u>制度化する場合</u> 」と「 <u>制度化しない場合</u> 」の両パターンを作成する。<br>● 仮に住民投票を行う場合、その範囲は「 <u>市民</u> 」を前提とする。                                                                              | ● 制度化しない。（地域の実情に応じて任意で実施）                                      |
| 警察事務 | ● 特別市公安委員会及び特別市警察本部の設置を前提とするが、都道府県との共同設置も視野に入れ、 <u>公安委員会の共同設置を認める規定</u> を置く。                                                                                                                             | ● －（触れず）                                                       |
| 移行手続 | （次ページに記載）                                                                                                                                                                                                | （次ページに記載）                                                      |

※ 特に「区」の住民代表機能の考え方については、市議会にも多様な見解があると考えられることから、検討には十分な議論が必要である。

# 法制化案作成に向けた考え方

## 移行手続の考え方

- 移行手続の規定についても、特別市に係る一般的な規定を定めるものであることから、別に特別法を制定するのではなく、「地方自治法」に規定する手法を採用する。

|      | 今回の考え方                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 【参考】多様な大都市制度実現プロジェクト最終報告書（令和3年）                                                                                                                                                                                                |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 参考法令 | <ul style="list-style-type: none"><li>● 地方自治法第6条の2</li><li>● 大都市地域における特別区の設置に関する法律</li></ul>                                                                                                                                                                                                        | 案① 地方自治法第6条の2<br>案② 大都市地域における特別区の設置に関する法律                                                                                                                                                                                      |
| 移行手続 | <ul style="list-style-type: none"><li>● <u>大都市地域における特別区の設置に関する法律</u>の手続を参考に、<u>地方自治法</u>に移行手続を定める。</li><li>● その上で、地方自治法第6条の2を参考に、<u>国会の承認</u>プロセスを加える。</li></ul> <p>指定都市等及び都道府県の各議会で設置協議会の設置の議決 → 設置協議会の設置 → 設置協定書の作成 → 指定都市等及び都道府県の各議会の承認（議決） → 指定都市等及び都道府県の共同申請 → <u>国会の承認</u> → <u>内閣の指定</u></p> | 案① <u>地方自治法第6条の2を参考に「地方自治法」に規定</u><br>市議会及び道府県議会の議決 → 指定都市と道府県の共同申請 → 国会の承認 → 内閣の指定<br><br>案② <u>大都市地域特別区設置法を参考に「特別法」を制定</u><br>市町村及び道府県の各議会で設置協議会の設置の議決 → 設置協議会の設置 → 設置協定書の作成 → 市町村及び道府県の各議会の承認（議決） → 市町村及び道府県の共同申請 → 総務大臣の指定 |

### （参考）特別区設置手続の特別法の制定経過（大都市地域における特別区の設置に関する法律）

- 平成24年の特別区の設置手続の法制化において、「地方自治法」とは別に特別法を制定するという法形式が採用されたのは、「地方自治法」における従来の特別区は都にのみ置かれることを前提として制度化されて長年の運用によって定着してきたという経緯があり、設置手続の位置づけが異なるという特殊性があったためと説明されている。
- 今回の特別市に係る規定については、そのような特殊性がないことから、「地方自治法」に規定を置くこととしている。

# 法制化案作成に向けた考え方

## 移行手続のフローチャート

申請に基づく都道府県合併  
地方自治法第6条の2

参考①

関係都道府県議会の議決

関係都道府県の申請

国会の承認

内閣が定める(処分)

総務大臣の告示

申請に基づく都道府県合併

地方自治法  
第6条の2を  
参考に  
国会の承認

特別市の設置(案)  
地方自治法に新設条文

特別市設置協議会の設置について  
指定都市等及び都道府県の各議会の議決

特別市設置協議会の設置

特別市設置協定書の内容の総務大臣への報告

特別市設置協定書の作成

特別市設置協定書について  
指定都市等及び都道府県の各議会の承認(議決)

(住民投票)

指定都市等及び都道府県の共同申請

国会の承認

内閣が定める(処分)

総務大臣の告示

特別市の設置

特別区の設置に  
係る手続を参考  
の基本とする

特別区の設置  
大都市地域における特別区の設置に関する法律  
第4条～第9条

参考②

特別区設置協議会の設置について  
市町村及び道府県の各議会の議決

特別区設置協議会の設置

特別区設置協定書の内容の総務大臣への報告

特別区設置協定書の作成

特別区設置協定書について  
市町村及び道府県の各議会の承認(議決)

住民投票

市町村及び道府県の共同申請

総務大臣が定める(処分)

総務大臣の告示

特別区の設置

# 地方自治法の改正内容（素案）

## ● 地方自治法の関係規定の改正とともに、第3編に「特別市」を規定する章を新設する。

### 1. 特別市の種類

- 特別市を特別地方公共団体とする。

### 2. 特別市の定義

- 地域における事務、その他の事務で法律又はこれに基づく政令により都道府県又は市が処理するもの等（都道府県の市町村に対する連絡調整・補完事務等を除く）。
- 一般の市町村の求めに応じ、市町村事務を補完する事務を担うものとする。この場合において、特別市、都道府県及び市町村は、相互に競合しないようにしなければならない。
- 事務を処理するに当たっては、国・関係地方公共団体の協力の下、広域にわたる地域社会の持続的発展に資するようにする。
- 特別市の区域内に住所を有する者は、当該特別市の住民とする。

### 3. 区域

- 特別市は、都道府県の区域外とする。

### 4. 移行手続

- 協議会設置 → 協定書作成 → 指定都市等及び都道府県の各議会の議決 → 総務大臣への申請 → 国会承認 → 設置の処分
- （協定書の必要的記載事項）
  - 一 特別市の設置の日
  - 二 特別市の名称及び区域
  - 三 特別市の設置に伴う財産処分に関する事項
  - 四 特別市の議会の議員の定数
  - 五 関係指定都市等及び関係都道府県の職員の移管に関する事項
  - 六 その他必要な事項
- （設置の処分）  
指定都市等及び都道府県の申請に基づき、内閣が国会の承認を経て定める。

※ 住民投票については、「制度化する場合」と「しない場合」を作成

### 5. 配置分合の特例

- 特別市設置に伴う都道府県の配置分合・境界変更は、法律の定めを不要とし、その境界は特別市設置に伴い自ずと変更される。

### 6. 機構

- 議会・市長・副市長を置く。
- 都道府県・市町村に必置の委員会・委員は全て特別市にも設置する。
- 行政区を置く。
  - 区の事務所を置く、区の出張所を置くことができる。
  - 区長、区の選挙管理委員会を置く。
  - 区は地域協議会を置くことができる。
  - 区長は、区の区域に係る政策及び企画をつかさどるほか、市長の権限に属する事務のうち主として行政区の区域内に関するもので市長の定めるものを執行し、これらの事務の執行について当該特別市を代表する。

※ 区常任委員会については、「必置とする場合」と「しない場合」を作成

※ 区長については、「特別職とする場合」と「従来と同じ取扱い」を作成

### 7. 都道府県及び市に関する規定の適用・政令への委任

- 地方自治法第二編の都道府県に関する規定を適用。
- 地方自治法の市に関する規定を適用させる必要がある箇所は個別に適用関係を整理。
- 他の法令の都道府県及び市に関する規定中、都道府県又は市が処理することとされているものに関するものは、特別市にも適用。
- 特別市に関し必要な事項を政令で定める。

### 8. (施行令) 公安委員会の共同設置

- 公安委員会は、特別市と残存する都道府県との共同設置を認める。

# 地方自治法以外の法令への影響

## 地方自治法施行令の改正

### 警察事務

- 公安委員会及び警察本部については、単独設置のほか、特別市と都道府県の共同設置も視野に入れるが、現行法上、公安委員会は共同設置が認められていないため、共同設置を認める改正が必要になると考えられる。

### 経過措置

- 特別市への移行の場面において、事務や財産の承継など基本的事項については、市と都道府県の協議による特別市設置協定書に定められることを想定するが、それを法的にも担保するため、「大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令」を参考に、「地方自治法施行令」に経過措置が規定されることを想定する。

## 他の法令への影響

- 特別市という新しい地方自治体の形が誕生することにより、都道府県の事務が規定されている法律など、他の法令に影響を及ぼすことが想定される。
- 地方自治法に「他の法令の都道府県及び市に関する規定の適用」に関する規定を置くことで、大半の法令においては、個別の改正を不要とし、「都道府県」等の文言を読み替えて対応されることを想定している。
- 一方で、一部の法令等においては、単純な文言読替えでは対応できないことから、別途、改正等が必要になるものと考えられる。
  - … 都道府県と市町村の間に生じる事務を規定する法令  
警察法、公職選挙法 など